

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	横 山 正 人
同	中 山 大 輔

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和 3 年 6 月 10 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、財務会計上の行為として、「I R（統合型リゾート）市民説明会実施運營業務委託（6 区未実施に対応する動画作成等も含む）にあたっての委託費支払い」を摘示しています。また、不当である理由として、上記業務委託（以下「本件委託」といいます。）の仕様書において、都市整備局長が「本市が実施した大都市制度フォーラムと同等」という説明会司会者選定の条件を挙げることにより、結果として、市が特定の個人及び事務所への利益誘導を行っている」と主張しています。そして、大都市制度フォーラム司会者の中で登壇料が最高額の特定の個人を I R 市民説明会の司会者とする一方で、他の司会者を選定した場合より登壇料を含めた委託費が不当に高額になったとして、市が被る損害を、市長及び都市整備局長が弁済するよう勧告することを求めています。

最高裁判決によると、「（1）住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないものとされている（地方自治

法 242 条 2 項本文)。そして、ここにいう当該行為とは、具体的な個々の財務会計上の行為をいうものと解される。(2) 公金の支出は、具体的には、支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)及び支出命令がされた上で、支出(狭義の支出)がされることによって行われるものである(地方自治法 232 条の 3、232 条の 4 第 1 項)。…これらは、公金を支出するために行われる一連の行為ではあるが、互いに独立した財務会計上の行為というべきものである。そして、公金の支出の違法又は不当を問題とする監査請求においては、これらの行為のいずれを対象とするのかにより、監査すべき内容が異なることになるのであるから、これらの行為がそれぞれ監査請求の対象事項となるものである。」とし、「以上によれば、支出負担行為、支出命令及び支出については、地方自治法 242 条 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべきものである。」(最高裁平成 14 年 7 月 16 日判決)と判示しています。

監査委員は、令和 2 年 6 月 12 日に請求があった住民監査請求について監査を実施した際に、監査対象局である都市整備局から、I R (統合型リゾート) 市民説明会実施運営等業務委託に関する契約(以下「本件契約」といいます。)等に関する資料の提出を受けています。この資料によると、本件契約の締結日は令和元年 11 月 12 日であること、また本件契約の変更契約が令和 2 年 3 月 25 日及び令和 2 年 6 月 12 日の 2 回にわたり行われていることが認められます。

上記最高裁判決を踏まえると、本件請求に係る公金の支出は、次の各行為で構成されるものと解されます。

○ 支出負担行為

本件契約の締結(令和元年 11 月 12 日締結) ①

本件契約の変更契約の締結(令和 2 年 3 月 25 日締結) ②

本件契約の変更契約の締結(令和 2 年 6 月 12 日締結) ③

○ 支出命令

本件契約に係る委託費の支出命令 ④

○ 支出(狭義の支出)

本件契約に係る委託費の支出 ⑤

本件請求において請求人は、都市整備局長が本件委託の仕様書において、「本市が実施した大都市制度フォーラムと同等」という説明会司会者選定の条件を挙げることにより、結果として、市が特定の個人及び事務所への利益誘導を行っており、そして、大都市制度フォーラム司会者の中で登壇料が最高額の特定の個人を I R 市民説明会の司会者とする一方で、他の司会者を選定した場合より登壇料を含めた委託費が不当に高額になったと主張しています。この主張は①の行為についての不当である理由の摘示であり、②から⑤までの行為については、不当である理由を摘示していないものと解されます。

①の行為を対象とする請求については、本件請求が令和 3 年 6 月 10 日にあったことから、①の行為があった日(令和元年 11 月 12 日)から 1 年を経過しています。また、請求人から

1年を経過したことについての正当な理由の主張もありません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。